

令和6年度版

佐賀市老人クラブ連合会 リーダー必携

**「のばそう！ 健康寿命、
担おう！ 地域づくりを」**

<健康寿命>

- 健康寿命を伸ばし、自立した生活、生きがいのある生活の実現を目指します。
- 仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組みます。

<地域づくり>

- 他世代や関係団体と連携し、安全・安心の住みよい地域づくりを目指します。
- 元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを広げます。

**想像と連帯の輪を広げて
一心豊かな21世紀を**

佐賀市老人クラブ連合会

目 次

基 本 編 1

1. 「老人クラブ」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 老人クラブ活動の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 佐賀市老人クラブ連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

活 動・運 営 編 8

1. 老人クラブ運営の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 会則の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 年間行事表(活動計画)の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 新会員の加入呼びかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5. 行事参加者を増やす・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
6. 予算書・決算書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
7. 金銭管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
8. 佐賀市単位老人クラブ補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
9. 友愛活動訪問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
10. 老人クラブ保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
11. 福祉バスの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
12. 佐賀県老人クラブ連合会「指定旅館」は廃止となりました。・・・ 29
13. サロン事業と老人クラブの違い・・・・・・・・・・・・・・ 29
14. 「新地域支援事業」に向けての行動提案・・・・・・・・・・ 30
15. 「新地域支援事業」の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
16. 老人クラブ活動と新地域支援事業の関連について・・・・・・・・ 34

資 料 編 36

1. 老人福祉法抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. 老人クラブ運営指針(全老連)・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
3. 佐賀市老人クラブ会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
4. いきいきクラブ体操・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
5. 「単位クラブ21」の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

基本編

1.「老人クラブ」とは

(1)「老人クラブ」とは

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織です。

戦後、先覚者の提唱と社会福祉協議会の協力によって各地に誕生し、全国に広がりました。

令和3年年4月現在では、89,498 クラブ 4,712,182 人の会員を擁する組織となっています。

また、クラブ相互の連絡調整を図り、より広域的な共同事業を実施するために、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に、それぞれ連合会を組織しています。

◎〈老人クラブの目的〉

老人クラブとは、

- ① 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
- ② その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、
- ③ 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的として活動する団体です。

◎〈老人クラブの会員・組織〉

①会員の資格

会員の年齢は、おおむね60歳以上です。

ただし、クラブ活動が円滑に行われるよう、60歳未満でも会員の加入もできます。

② 組織の範囲

原則として、会員が日常的に声かけ合い、徒歩で集まることのできる小地域の範囲で組織し、30名以上が必要です。(30名未満でも組織は可能)

◎〈老人クラブの法的な位置づけと公的補助〉

老人クラブは、昭和38年8月に施行された老人福祉法において、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」と位置付けられています。

この法律をもとに、老人クラブの活動助成として、活動の一部を国と県・市で一緒に補助を行っています。

◎全国老人クラブでは「100万人会員増強運動」を平成26年度から5ヵ年計画として提唱しています。

佐賀県老人クラブ連合会では「総力を結集して佐賀県6,500人会員増強を達成しよう」のスローガンを掲げ、目標達成の為前期として平成26年度より平成28年度までの3ヵ年計画で実施しましたが、後期計画として平成29年度から平成30年度までの2ヵ年計画で継続して実施することとしています。

佐賀市老人クラブ連合会では、全老連・県老連の趣旨を十分に踏まえて具体的な会員目標として、年間3%の会員増加を目指します。単位クラブの会員が30人未満は1人以上、30人以上60人未満は2人以上、60人以上90人未満は3人以上、90人以上は4人以上を目指し

て会員増強運動の取り組みを行っています。「会員増強運動」の取り組みは終了しましたが、継続して新規加入会員の確保は必要であります。

2.老人クラブ活動の基本

老人クラブでは、全国3大運動を基本に会員の話合いによって、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っています。こられの老人クラブ活動は、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に集約されます。

それぞれの活動がどちらか一方に偏ることのないように、バランスのとれた取り組みを進めることが大切です。

(1)全国三大運動(健康・友愛・奉仕)

◎〈健康をすすめる運動〉

昭和55年、「病にかからぬ運動」として始まった初の全国運動で、昭和59年に改称しました。現在、第7次の運動期間を迎え、『地域に健康づくり・介護予防の輪を広げよう!』をスローガンに掲げています。

誰もが願う健康で生きがいのある生活の実現と医療や介護など制度・施策の健全な発展を目指しています。

また、健康づくりに関する学習・実践・点検活動や閉じこもり・孤立の予防活動の裾野を広げながら、会員をはじめとする地域高齢者の健康保持・増進に取り組んでいます。

◎〈在宅福祉を支える友愛活動〉

当初、「友愛活動」は、「健康をすすめる運動」の実践課題の一つとして取り組んできました。昭和61年に独立した運動となり、『社会奉仕の日』一斉奉仕活動」とともに、「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動となりました。

全老連創立30周年記念を期に、平成4年からは「在宅福祉を支える友愛活動」として展開しています。『くらしを支える笑顔の訪問』をスローガンに、話し相手を基本としながら、必要に応じて家事援助、生活援助、外出援助などを行っています。

また、高齢者同士の心と心のふれあいを通して、病弱やねたきり、ハンディキャップをもつ高齢者とその家族を支援しています。

◎〈「社会奉仕の日」一斉奉仕活動〉

昭和59年、「敬老の日」に感謝する行事として始まった「社会奉仕の日」(9月20日)は、各地の会員の共感と賛同を得て、翌年には全国10数県に広がりました。昭和61年に全国運動となり、現在に至っています。

『きれいな地球を子どもたちへ』のスローガンのもと、従来の清掃・美化活動や緑化・花づくり活動に加え、マイバックの持参や節水・節電の呼びかけ、資源ゴミの回収や不用品のリサイクル活動など、環境問題への取り組みを推進しています。

◎〈「老人の日・老人週間」の取り組み〉

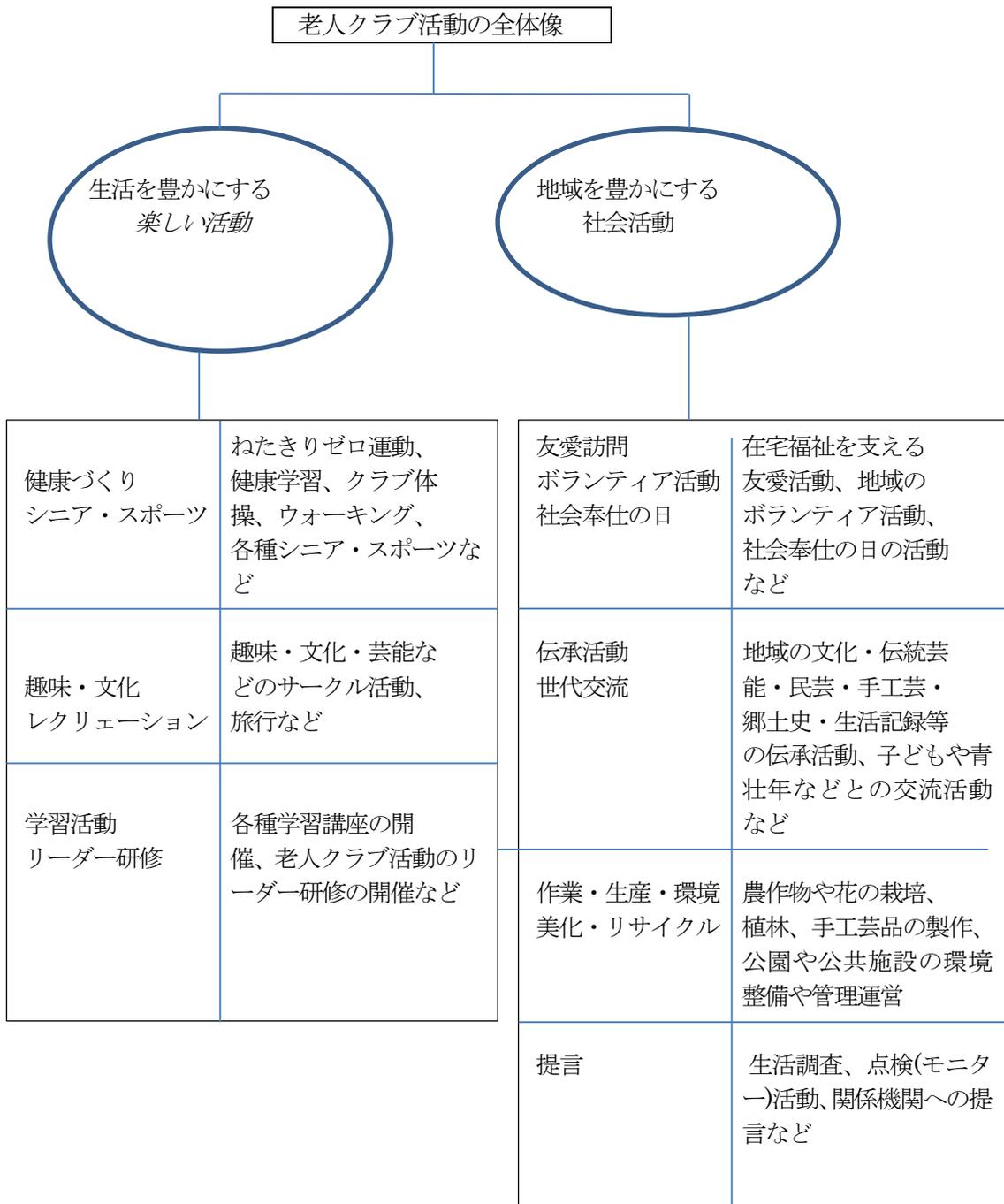
平成15年から、それまで9月15日と定められていた「敬老の日」は、9月の第3月曜日となりました。

老人クラブでは、この法案成立の過程で、国民自ら築き上げてきた、いわば我が国の老人福祉の記念日ともいえる9月15日を残そうと関係方面に働きかけました。その結果、老人福祉法が改正され、平成14年から新たに9月15日が「老人の日」、同日から1週間が「老人週間」

となりました。

「老人の日・老人週間」との組は、この制定を記念してスタートした運動で『仲間と集い、高齢者の元気な姿を示す日(週間)にしよう!』をスローガンに掲げ、9月15日を中心に老人週間の期間中、「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動を積極的に展開し、高齢者の行動姿勢を広くPRしています。

【2】老人クラブ活動の全体像



3.佐賀市老人クラブ連合会

昭和 38 年 4 月 1 日 「佐賀市老人クラブ連合会」設立
平成 18 年 4 月 1 日 合併(旧佐賀郡諸富町、大和町、富士町、旧神埼郡三瀬村)
平成 20 年 4 月 1 日 合併(旧佐賀郡川副町、東与賀町、久保田町)

事務局

〒849-0919

佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号

電話 0952-32-2561 FAX0952-32-2565

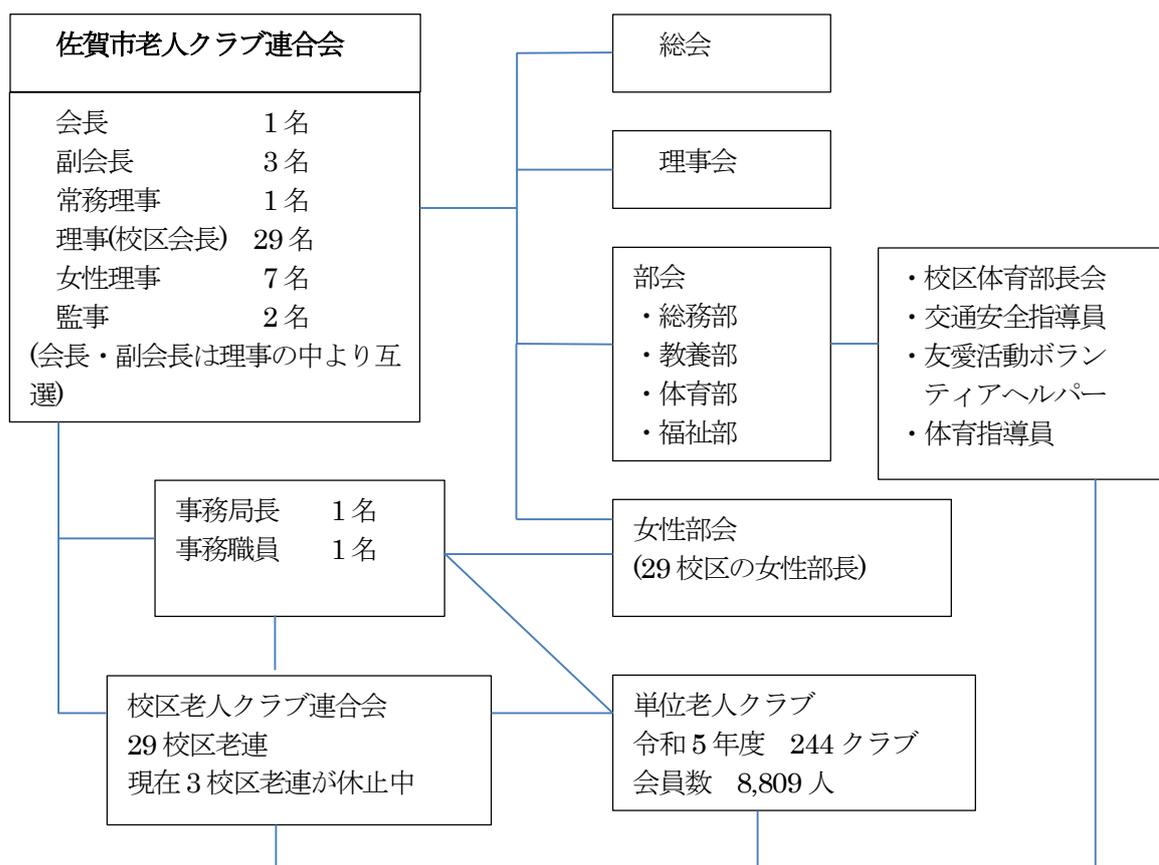
E-mail:shirouren@car.ocn.ne.jp

http://sgrouren.sakura.ne.jp



佐賀市老連のホームページ QR コード

(1)佐賀市老人クラブ連合会の組織



※日新・開成校区老連は休止中で、現在再興についてお願いをしている状況です。
川副の大詫間校区老連が 31 年度に休止の状態となりました。

(2) 佐賀市老人クラブ連合会の事業活動

1. 高齢者の健康づくり・介護予防・生きがいつくり事業

(1) 健康づくり・介護予防の推進

- ① 健康づくりリーダー研修会の開催(佐賀県老連及び佐賀市事業)
- ② 健康づくり、体力測定事業及び健康教室の開催(佐賀市事業)
- ③ いきいきクラブ体操の普及・実践
- ④ 交通安全、火災防止運動等事故防止活動の実施

(2) 生きがいつくりの推進

(教養文化事業)

- ① 高齢者趣味の作品展(佐賀市からの委託)
- ② 囲碁・将棋大会の開催(年二回)
- ③ 佐賀市老人クラブ大会の開催
- ④ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加

(保健体育等事業)

- ① ゲートボール大会の開催
- ② グラウンド・ゴルフ大会の開催
- ③ 交通安全グラウンド・ゴルフ大会の開催
- ④ ウォーキング、ラジオ体操の実施
- ⑤ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加

2. 高齢者の相互支え合い・社会奉仕事業

(1) 友愛訪問活動の充実推進

- ① 1クラブ1友愛訪問班づくりの推進
- ② ふれあい訪問、日常生活支援活動など友愛訪問事業の充実
- ③ 友愛訪問研修会の開催

(2) 伝承活動及び社会奉仕活動による社会参加

- ① 地域文化の承継など伝承活動の推進
- ② 社会奉仕の日(9月20日)の実施、並びに美化活動及び環境にやさしい活動の実施

(3) 待機活動促進事業の実施

3. 老人クラブの活動強化・育成・普及啓発事業

(1) 会の運営及び関係団体との連携の強化

- ① 会の運営
会、理事会、委員会及び専門部会等を開催する。
- ② 校区老連等との連携の強化
各校区老人クラブ連合会、単位老人クラブとの連携の強化を図る。
- ③ 関係団体及び各関連機関との連携
・全国老人クラブ連合会、九州各県及び市町老人クラブ連合会、佐賀県老人クラブ連合

会等と連携して各種事業を推進する。

- ・佐賀市社会福祉協議会、佐賀市自治会協議会及びその他の各種関係機関及び諸団体と連携して、各種事業を推進する。

(2) リーダー研修会の実施

- ① 老人クラブリーダー養成研修会の開催
- ② 女性部会研修会の開催
- ③ 健康づくりリーダー研修会の開催
- ④ 全国老人クラブ大会への参加
- ⑤ 九州老人クラブリーダー研修会への参加
- ⑥ 佐賀県老人クラブリーダー研修会への参加
- ⑦ 全老連老人クラブリーダー中央セミナー等への参加

(3) 単位クラブの強化

- ① 地域諸団体との連携強化・会員拡大
- ② 後継者の育成
- ③ 老人クラブ新設の推進
- ④ 老人クラブ解散の防止

(4) 会員拡大運動の展開

1クラブあたり新会員5人以上の入会の促進。1人が一人の新規加入者を確保する。

(5) 機関紙「佐賀市老連だより」の発行

老人クラブ最新情報の伝達、老人クラブ活動の紹介、生活情報の紹介など老人クラブの魅力の発信(年2回発行)

(6) 会員厚生福利事業の推進

- ① 老人クラブ傷害保険の加入促進
- ② 指定旅館事業の推進(佐賀県老連)
- ③ 全老連機関誌「全老連」の購読促進
- ④ 老人クラブ会員章及び図書等の普及促進
- ⑤ 佐賀市老連指定事業所との契約締結での冠婚葬祭事業の利用促進
指定事業所
 - ・メモリード
 - ・草苑
 - ・典礼殿(メモリードと合併)
 - ・JA プレアホール

活動・運営編

1. 老人クラブ運営の原則
2. 会則の策定
3. 年間行事表(活動計画)の作成
4. 新会員の加入呼びかけ
5. 行事参加者を増やす
6. 予算書・決算書の作成
7. 金銭管理
8. 佐賀市単位老人クラブ補助金
9. 友愛訪問活動
10. 老人クラブ傷害保険
11. 福祉バスの利用(佐賀市社会福祉協議会)
12. 佐賀県老人クラブ連合会「指定旅館」のご利用を！

《老人クラブの活動・運営》

1. 老人クラブ運営の原則

- (1) 老人クラブ運営の原則は、自主的にかつ民主的に、会員本位の運営を行う。
- (2) 運営にあたっては、会則を定めて、運営方針を明らかにし、年度ごとに総会などで活動計画・予算を決め、終了後には活動報告・決算を行う。
- (3) 会員名簿や活動記録などを整備しておくこと。
- (4) 金銭管理は、会費(会員の拠出金)や補助金(国民の税金)を取り扱うことから、常に収入・支出の状況を明確にし、金銭出納簿、領収書、預金通帳を備えておく。
これらの書類は、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

2. 会則の策定(構成内容)

組織の運営や活動に関する基本的な事柄については、あらかじめ、ルール(会則)を決めておきます。その結果、会員に安心感を与えるとともに、日々の活動も円滑に進めることが出来ます。次のような内容を取り入れて策定しておきます。

- ① 会の名称
- ② 会の目的
- ③ 会員(要件、加入、退会の取扱い)
- ④ 活動内容(事業)
- ⑤ 役員(役職名、選任方法、任期など)
- ⑥ 会費
- ⑦ 総会、役員会など

※ 会則に加え、部会の設置、表彰、慶弔など、必要に応じて規程や内規を策定します。

(参考) 《〇〇単位老人クラブ会則 例》

(名称)

第1条 本会は、〇〇会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦融和をはかり、教養を高め、健康の維持増進に努め、地域社会に貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、〇〇町(又は、本会の活動区域内)に居住し、本会の趣旨に賛同する次の者とする。

- (1) 60歳以上の者。
- (2) その他入会を希望する者。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教養を高めるための、学習会、懇談会などの開催。
- (2) 健康の維持増進のための、保健学習、健康相談などの開催及びスポーツ活動の実施。
- (3) 明るい地域を築くための奉仕活動の実施。
- (4) 一人暮らし、寝たきり等の高齢者に対する友愛訪問活動の実施。
- (5) 楽しい老後をおくるためのレクリエーションの開催。
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業の開催。

(役員)

第5条 本会の役員は、総会に於いて、次のとおり選出する。(会長、副会長のうち1名は女性とする。)

会長 1名、 副会長 2名、 書記 1名、 会計 1名、 監事 2名

- 2 会長は会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。書記は会の運営を記録し保存する。会計は本会の経理を担当する。監事は年1回以上監査を行う。
- 3 会の活動を促進するため、各活動担当を設け、部長、副部長を置き、担当の運営にあたる。
- 4 役員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠と役員の任期は前任者の残任期間とする。

(経費)

第6条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、年額〇〇〇円とし、毎月〇〇円を納入する。(又は〇月、〇月に分納)

(総会)

第7条 総会は、毎年4月に開催し、前年度の事業報告、会計報告及び新年度の事業計画案、終始予算案を審議するものとする。

(役員会)

第8条 役員会は、毎月1回開催し、会の運営について協議する。

- 2 専門部会の部長、副部長は、必要に応じ、役員会に出席するものとする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は、総会に於いて出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

本会則は、平成〇年〇月〇日より適用する。

3. 年間行事表(活動計画)の作成

行事がマンネリ化した。どんな行事にしようか。と悩んでいるクラブも多いと思います。他のクラブを参考にすることも悩み解消につながる一つの方法です。

ここでは、年間行事表の作成手順をお示しします。

最初に1年間どのような活動をするか、会員の意見を十分聞いて、年間行事計画表を作成します。

- (1) 行事表の作成にあたっては、複数の役員で行います。
- (2) 会員の参加状況や会員の楽しみ具合、会員の身体状況、校区・市老連・県老連の事業内容などを踏まえて作成し、多くの会員が参加できるよう配慮し、場合によれば、昨年の行事の見直しも必要です。
- (3) 作成した行事表は、老人クラブの特徴である「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」になっているか確認しましょう。
- (4) 行事表が出来たら大まかな費用(予算)も算定し、予算を超える場合は、行事の調整をします。

(参考) 具体的な活動事例

活動区分	活動事例
会基本活動	総会 役員会 誕生会など
社会奉仕活動	清掃美化活動 交通安全活動 リサイクル活動 防犯活動 花壇植栽活動 地域見守り活動 世代間交流活動(餅つき、芋掘り、昔あそびなど) 施設訪問活動
教養・レクリエーション活動	各種教養講座 講演会 研修会 作品展 ビデオ・映画鑑賞会 社会見学 史跡見学 カラオケ会 サロン活動 夏まつり参加 各種趣味講座(踊り、詩吟、俳句、大正琴など) 花見 親睦旅行 親睦会
健康増進活動	健康講座 体力測定 健康料理教室 グラウンド・ゴルフ ゲートボール 歩こう会 ウォーキング ダーツ ペタンク 健康・スポーツサークル 活動 校区運動会の参加 佐賀市高齢者スポーツ大会への参加など

(参考) 令和〇〇年度 〇〇会活動計画(記載例)

月	行 事	場 所	備 考
4	・交通安全パトロール参加 ・花見 ・グラウンド・ゴルフ例会	〇〇小学校周辺 〇〇公園 〇〇公園	
5	・総会 ・公園清掃 ・グラウンド・ゴルフ例会	〇〇公園 〇〇公園	
6	・町内一斉清掃参加 ・グラウンド・ゴルフ例会	〇〇公園 〇〇公園	
7	・健康講座 ・ダーツ例会	〇〇集会所 〇〇公民館	
8	・町内夏祭り参加 ・ダーツ例会	〇〇集会所 〇〇公民館	
9	・社会奉仕の日(公園清掃) ・誕生日会 ・交通安全パトロール参加 ・ダーツ例会	〇〇公園 〇〇公民館 〇〇小学校周辺 〇〇公民館	4月から9月までの方
10	・社会見学 ・グラウンド・ゴルフ例会	〇〇史跡・〇〇工場見学 〇〇公園	福祉バス利用
11	・世代間交流会 ・グラウンド・ゴルフ例会 交通講話	〇〇小学校 〇〇公園 〇〇公民館	
12	・交通安全パトロール参加 ・ダーツ例会	〇〇小学校周辺 〇〇公民館	
1	・神社仏閣めぐり ・ダーツ例会	〇〇公民館	
2	・ダーツ例会 ・展覧会参加	〇〇公民館 〇〇美術館	
3	・誕生日会 ・グラウンド・ゴルフ例会	〇〇公民館 〇〇公園	10月から3月までの方

※友愛サロン(お茶飲み会):毎月第1・3木曜日午後から〇〇公民館で行います。

4. 新会員の加入呼びかけ

会意の増加は、老人クラブの活性化に繋がり、活動の範囲も広がります。

また、無縁社会と言われるなか、「高齢者一人ひとりを一人にしない」、「仲間にする」をモットーに新会員の加入呼びかけを行いましょ。

全国老人クラブでは平成26年度より「100万人会員増強運動」を5ヵ年計画で取り組んでいます。

佐賀県老人クラブ連合会では、「総力を結集して佐賀県6,500人会員増強を達成しよう」のローガンを掲げ目標達成のための前期として平成26年度より3ヵ年計画を実施しています。

佐賀市老連では、全老連・県老連の趣旨を十分に踏まえ、具体的な目標として毎年前年度の3%の

会員増加を目標として会員拡大を進めています。

- (1) 町内高齢者・会員の実態を知る。(町内で会員の空白の地域、団地及びマンション、会員の年齢構成等)
- (2) 老人クラブで会員の拡大目標を皆で話し合っ作りましょう。
- (3) 「老人クラブ入会のお誘い」や「市・校区老連広報紙」、「会の広報紙」などを活用する。
- (4) 「新しい会員への加入の呼びかけ！—老人クラブの魅力をアピール—」を活用する。
- (5) 自治会や自治協議会の協力を得る。校区で取り組むことも大事。

(参考)

新しい会員への加入の呼びかけ！！

～老人クラブの魅力をアピール～

- ① 地域に新しい仲間ができるヨ！
 - 老人クラブに加入すると、地域の同世代と仲間づくりができる。
 - 地域の各世代との交流ができて、多くの新しい関係が生まれる。
 - 老人クラブ活動と交流によって、社会性が保持され、連帯感が深まる。
- ② 健康の保持・増進になるヨ！
 - 老人クラブ活動に参加すれば、閉じこもりの防止、健康の保持・増進につながる。
 - ねたきりゼロ運動やいきいきクラブ体操、健康ウォーキング、各種のシニアスポーツなどへの参加を通して、健康の保持・増進になる。
 - 友愛活動や社会奉仕の日の活動を通して、精神的な充実感、こころとからだの健康が実現する。
- ③ 知識や経験を生かし、新しい能力の発揮ができるヨ！
 - これまでの生活や仕事、趣味などの知識や経験を生かす機会が増える。
 - 老人クラブ活動への参加を通して、新しい学習や能力を生かす機会が増え、自己実現につながる。
 - 地域の伝承文化を世代交流などにより若い人達に伝えることができる。
- ④ 社会活動への参画と貢献ができるヨ！
 - 「花のあるまち、ゴミのないまち」運動やリサイクル運動などを通して、地域環境の保全や美化、緑化など、住み良い環境づくりに参画・貢献できる。
 - 「在宅福祉を支える友愛活動」や、その他のボランティア活動などへの参加を通して、地域福祉の担い手として一翼を担うと同時に、地域の福祉と保健・医療サービスの充実についても働きかけるなど推進役となる。
 - クラブ活動を通して「まちづくり計画」などへ参画し、高齢者の立場から豊かな地域づくりへの提言などができる。
- ⑤ 心の安らぎ、充実感が得られるヨ！
 - 地域に多くの仲間が出来ることで、孤立感がなくなり、こころの安らぎが得られる。
 - 仲間との交流は、日常生活に必要な情報交換に役立ち、心配事や悩み事の相談を容易にする。
 - クラブ活動を企画し実践するなかで、達成感や満足感、あるいは実践の評価に伴う充実感、感謝の気持ちなど、多くの精神的な喜びを味わうことができる。

5. 行事参加者を増やす

行事はするが参加者が少ないという悩みを老人クラブから聞きます。多くの会員が参加して、役員之苦勞も報われます。行事参加者を増やすのは、どの会にとっても課題です。

「外に出ること」、「人に会うこと」が元気の源をモットーに行いましょう。

- (1) 季節、時間帯などを配慮し、会員の意見を反映した誰でも参加できる行事を計画する。
- (2) 会員に「広報紙」や「声かけ」による行事参加の誘いを常に行う。
- (3) 行事内容によっては、隣のクラブと共同で行う。
- (4) 奉仕活動の場合は、地域に貢献できたという満足感を共有できるように工夫する。
- (5) 「老人クラブに入って良かった。」という満足感を会員が持てば、最高の運営！！

6. 予算書・決算書の作成

予算や決算の作成には、(参考1)のように収入や支出したものを「費目」毎に整理して記載する方法や(参考2)のように行事ごとに記載する方法があります。

整理しやすい方法で行います。

(参考1)

①収入の部：会費、補助金、助成金、寄付金、事業収入など

⑥支出の部：運営費(会議費、旅費、事務費、慶弔費、分担金支出など)

活動費(友愛活動費、ボランティア活動費、健康活動費、生きがい活動費、予備費など)

(参考2) 令和〇〇年度 〇〇会予算書(記載例)

(収入の部)

項 目	本年度	前年度	増減	説 明
繰越金	50,000	40,000	10,000	前年度から
会費	66,000	60,000	6,000	55名
市補助金	46,560	56,560	0	
助成金事業収入	30,000	30,000	0	町内会から
寄付	10,000	0	10,000	〇〇会から
雑入	400	10,000	0	
合計	202,960	186,560	26,000	

(支出の部)

項 目	本年度	前年度	増減	説 明
総会	30,000	40,000	△10,000	50名出席、ベント絵、資料
グラウンドゴルフ例会	10,000	12,000	△2,000	用具等
公園清掃	10,000	8,000	2,000	ごみ袋、お茶等
：				
予備費	30,000	40,000	△10,000	
合計	202,960	186,560	16,400	

令和〇〇年度 〇〇会決算書(記載例)

(収入の部)

項目	本年度	前年度	増減	説明
予算項目と同じ				
合計				

(支出の部)

項目	本年度	前年度	増減	説明
予算項目と同じ				
合計				

7. 金銭管理

老人クラブは、会費や補助金、寄付金など公的なお金により運営するため、収入、支出を明確にしておく必要があります。

- (1) 金銭出納簿、通帳を準備し、記帳する。
- (2) 領収書は必ず受取、日付順に張る。
- (3) 金銭出納簿に記帳する場合は、補助対象項目も確認する。

(参考) 単位老人クラブの補助対象となる支出項目について

1. 社会奉仕活動(参考事例) (注)「○」は補助対象 「×」は補助対象外

行事	支出項目	用途内容	補助対象	
公園の清掃活動	コピー	会員へ実施日を通知するための文書をコピー	○	
	ごみ袋代	当日使用するゴミ袋	○	
	手袋代	参加者に配布する手袋	○	
	ごみハサミ代	参加者の持参のほか、数本のごみハサミを購入	○	
	幟代	清掃時に幟を立てる	○	
	茶菓代	活動後、お茶・お菓子配布	○	
	弁当代	活動後、弁当配布	×	
地域見守り活動	インク代	見守り日程を会員へ周知のためのパソコンインク代	○	
	コピー代	日程のコピー代	○	
	お茶代	活動後、お茶配布	○	
	ジャンパー又は帽子代	身分を明らかにするため等で参加者のジャンパー又は帽子	△	貸与の取扱いに限る

2. 教養・レクリエーション活動(参考事例) (注)「○」は補助対象「×」は補助対象外

行事	支出項目	用途内容	補助対象	
コーラスの会(老人クラブサークル)	コピー代	歌詞を毎回人数分コピー	○	
	茶菓代	お茶、お菓子を配布	△	外部講師に限る
	講師謝礼・交通費	宣誓への謝礼・交通費	△	外部講師に限る
社会見学旅行	コピー代	旅行のしおり作成	○	
	バス料金代	福祉バスを利用し超過料金の支払い	×	
	高速料金代	福祉バスを利用し高速代金	△	社会見学の目的であれば可
	入場料	旅行先の美術館見学	×	
	拝観料	旅行先の神社参拝	×	
	弁当代	参加者に配布	×	
	写真代	記念写真を参加者に配布	△	社会見学の目的であれば可
	損害保険料	参加者のケガに対応	×	
	ガソリン代	旅行の下見交通費	×	
	弁当代	旅行の下見昼食代	×	

3. 健康増進事業(参考事例) (注)「○」は補助対象「×」は補助対象外

行事	支出項目	用途内容	補助対象	
健康講座	コピー代	会員へ実施日通知文書コピー	○	
	講師謝礼・交通費	講話・実技を行う講師謝礼・交通費	△	外部講師に限る
	教材費	参加者へ実技用ひも購入	○	
	ドリンク代	水分補給のためのドリンク	△	アルコール類は不可
グラウンドゴルフ例会	賞品代	月に1回大会として3位まで商品贈呈	△	社会通念上の額の範囲
	スタートマット代	スタートマットが破損したので購入	○	
	お茶代	水分補給のためのお茶	○	

4. その他(参考事例) (注)「○」は補助対象「×」は補助対象外

行事	支出項目	用途内容	補助対象	
総会(単位老人クラブ)	印刷・コピー代	総会資料の印刷	×	
	弁当代	参加者への弁	×	
	弁当代	スタッフへの弁当当		
市老連グラウンドゴルフ大会参加	交通費	大会参加交通費	△	実費が望ましい
	弁当代	参加弁当代	×	
その他	インク代	広報紙作成	△	事業実施に必要なものであれば可
	事務用品代	会で使用する鉛筆、ボールペン、用紙等	△	
	事務用品代	会で使用する家計簿、活動日誌の購入	△	
	本代	会で使用する全老連月刊誌の購入	△	
	交通費	市老連総会に出席交通費	△	
	慶弔費	亡くなった会員への香典	×	
	会費	校区老連への会費	×	
	会費	校区社協への会費	×	
	電話代	役員の電話代・切手代	△	事業実施に必要なものであれば可
	役員手当	役員の手当	×	
	備品	ダーツ会を立ち上げる為の盤購入	○	

(参考) 令和〇〇年度 会費徴収簿(記載例)

氏名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	〇〇〇〇	印											
2	◇◇◇◇	印											
3	〇◆〇◆	印											
4	〇〇◇◇	印											
5	:												
6	:												
7	:												
8	:												
9	:												
10	:												
	:												
53	:												
合 計													

(備考) 納付の際、押印する。

※様式は、全老連の「平成24年度版老人クラブ会計簿」を基本としております。

(参考) 金銭出納簿(記載例)

月	日	科 目	摘 要	収入	支出	残高
4	1		前年度繰越金	50,000		50,000
4	5	会費	〇〇〇〇(1年分)	1,200		51,200
4	7	奉 会ゴミ袋代費	公園清掃用		500	50,700
4	10	奉 お茶代	パトロール20名		2,000	48,700
4	16	会費	△△△△(1年分)	1,200		49,900
4月分合計						49,900

※様式は、全老連の「平成27年度版老人クラブ会計簿」を基本としております。

※全老連の「老人クラブ会計簿」を活用されることをお勧めします。

8. 佐賀市単位老人クラブ補助金

佐賀市が実施している老人福祉法に基づき老人クラブの円滑な活動と運営を助成することを目的とした単位老人クラブ補助金の活用ができます。

(1) 対象老人クラブ

- 会員の年齢が概ね60歳以上であること。
- 会員数が概ね30人以上であること。(30人未満でも可)
- 年間を通じ活動が行われていること。

(2) 補助内容

①補助金額…令和2年度より4段階に変更がなされました。

46,560円(月額3,880円)か23,280円(月額1,940円)より下記のとおり変更された。

会員が30人未満・・・(月額1,940円×活動月数(12月)の**23,280円**

会員が30人以上60人未満・・・(月額3,880円×活動月数(12月)の**46,560円**

会員が60人以上90人未満・・・(月額5,820円×活動月数(12月)の**69,840円**

会員が90人以上・・・(月額7,760円×(12月)の**93,120円**

②補助対象活動

○社会奉仕活動(清掃美化活動、交通安全活動、世代間交流など)

○教養・レクリエーション活動(各種教養講座、社会見学、地域の祭り参加など)

○健康増進活動(グラウンド・ゴルフ、健康体操、ウォーキングなど)

○全老連の賠償責任保険料

(3) 問い合わせ先

佐賀市高齢福祉課

(参考) 補助対象事業

補助対象活動	活 動 事 例
社会奉仕活動	清掃美化活動 交通安全活動 リサイクル活動 防犯活動 花壇植栽 地域見守り活動 世代間交流(餅つき、芋掘り、昔遊びなど) 施設訪問
教養・レクリエーション活動	各種教養講座 講演会 研修会 作品展 ビデオ・映画鑑賞会 社会見学 史跡見学 カラオケ会 サロン活動 夏祭り参加 各種趣味講座(踊り、詩吟、俳句、大正琴など)
対象外(単なる娯楽事業)	花見 親睦旅行 親睦会 忘年会 誕生会など
健康増進事業	健康講座 体力測定 健康料理教室 グラウンド・ゴルフ ゲートボール 歩こう会 ウォーキング ダーツ ペタンク 健康・スポーツサークル活動 校区運動会の参加など
賠償責任保険料	全老連の賠償責任保険料 ※単位クラブ全員が加入する1人100円の保険が新たに対象となった。

⑤次年度計画申請書 押印は省略とした ⑥次年度事業計画書

様式 4

令和4年4月1日

4 計画

佐賀市老人クラブ連合会会長 様

No. _____
 単位老人クラブ名 _____
 会 長 名 _____

令和4年度佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金交付申請書

令和4年度佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金の交付を受けるため、佐賀市老人クラブ助成事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 事業実施期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 交付申請金額 金 円

3 添 付 書 類
 (1) 令和4年度単位老人クラブ活動計画書
 (2) 令和4年度単位老人クラブ歳入歳出計画書

5

様式 5

(1) 令和4年度単位老人クラブ活動計画書

No. _____ 単位老人クラブ名 _____

	活動内容				活動回数 合計
	運営事業 補助対象外	補助対象	活動事業 補助対象外		
	運営会議 定例会 総会など	①友愛・清掃奉仕活動 ②地域見守り活動 ③教養講座開催 ④スポーツ活動	⑤その他活動		
	内容	内容	回数	内容	回数
4月					回
5月					回
6月					回
7月					回
8月					回
9月					回
10月					回
11月					回
12月					回
1月					回
2月					回
3月					回
活動延べ月数			12ヶ月		回

6

⑦次年度歳入歳出計画書

様式 6

(2) 令和4年度単位老人クラブ歳入歳出計画書

No. _____ 単位老人クラブ名 _____
 _____ 会員数 _____ 名

●収入の部

費 目	予算額	内 訳
1 繰越金	円	前年度繰越金
2 会 費	円	円 × 人
3 市補助金	円	
4 自治会等助成金	円	
5 その他収入	円	
合 計 (A)	円	

●支出の部

活動内容	予算額	補助対象経費	対象外経費
補助対象事業	①友愛・清掃奉仕活動	円	円
	②地域見守り活動	円	円
	③教養講座開催	円	円
	④スポーツ活動	円	円
	⑤設備責任保険等 (団体単位加入分のみ)	円	円
小 計	円	円	円
補助対象外事業	円	運営費、その他活動費(懇親会、観戦旅行等)	
合 計 (B)	円		

7

9.友愛訪問活動

この事業は、老人クラブ会員が地域高齢者を定期的に訪問することにより、当該高齢者の安否確認、孤独感の解消を図るとともに、地域社会への参加を促進させることを目的としています。介護保険制度の改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築がなされようとしていますが、地域の諸団体と連携し友愛活動を進める必要があります。

(1)友愛訪問班

- ①1訪問班あたり、訪問員は2名以上です。
- ②班長は、訪問員を兼ねるものとします。
- ③班長は、訪問員に「友愛訪問員証」を交付します。

(2)訪問活動

- ①訪問員は、原則として複数で対象者を訪問すること。
- ②訪問を実施する時は、土産物などは持参しないこと。
- ③訪問員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ④訪問員は、訪問の結果を月ごとに班長に報告すること。

(3)訪問対象者

- ①訪問対象者は、単位クラブの区域内に居住し、友愛訪問をすることが必要と思われる高齢者です。
- ②訪問を希望しない者、施設等(「ケアハウス」を除く)の入居者、訪問が困難な者等は、対象者から除外します。

(4)報告事項

- ①友愛訪問を実施するときは、友愛訪問事業計画書を校区老連に提出すること。
- ②当該年度終了時に、友愛訪問事業実施報告書を校区老連に提出すること。

(5)老人クラブ傷害保険について

活動におけるケガなど、万一の事故に備えた「老人クラブ傷害保険」への加入を勧めています。なお、全国社会福祉協議会が所管するボランティア保険についても従来通り加入できます。

(6)活動費

活動費は無く、あくまでもボランティアとなりますが、補助対象事業となりますので、必要な経費は活動費として計上できます。

- ①訪問対象者名簿
- ②友愛活動日誌
- ③活動報告書

(7)地域包括ケアシステムとの連動

佐賀市介護予防・生活支援推進会議(第1層協議体)で検討されている活動を第2層協議体(町・校区毎の活動)の活動について老人クラブの友愛活動も一緒になって活動を行うことになる。

10 老人クラブ傷害保険(安心して、みんなで活動!)

老人クラブとして、安心して会員が活動に臨めるように、「活動中の万が一のケガに対応する補償制度」です。加入時期は年2回のみとなります。

4月加入…1月1日～3月15日までの申し込みで4月1日午後4時から1年間

10月加入…7月1日～9月15日までの申し込みで10月1日午後4時から1年間

(1) 補償の対象となる「老人クラブ活動」とは

老人クラブ組織の指揮・監督及び指導下で、その所属クラブ内において、所定の手続きを経て決定された活動を指します。

また、事故発生時には、所属クラブの会長もしくは保険担当者の「活動証明印」により、証明されることが必要です。

(2) 補償の対象となるケガ

クラブ活動中のケガを補償する「老人クラブ活動保健」を基本としていますが、希望者は日常生活全般のケガを補償する「24時間保険」もあります。

○ケガの例・・・骨折、捻挫、打撲、裂傷、火傷などの外傷

○事故の例・・・交通事故、転倒、転落事故、犬に咬まれる、殺虫剤による急性中毒 など

(3) 「老人クラブ活動保険」は充実の補償内容

クラブ活動場所と自宅との往復途上(正規ルート)のケガも補償します。

また、クラブ活動中の飲食等により急性の細菌食中毒やウイルス性食中毒にかかった場合も対象となります。

(4) 年間掛け金は500円から!

○活動中補償の基本タイプは、A:500円 B:1,000円の2タイプ。

○24時間保障の上乗せタイプはA:3,500円、B:5,000円、C:8,000円、D:12,000円の4タイプとなります。

(5) 会員であればだれでも、ひとりからでも加入できます。(記載例参考)

老人クラブ会員であればどなたでも、所属老人クラブを通じて加入できます。

(6) 問い合わせ先

佐賀市老人クラブ連合会

電話 32-2561 FAX 32-2565

(注意事項)

(1) ケガ(傷害)とは

○急激…突発的な自己

事故(原因)から結果にいたる過程で、結果の発生を避けることができないほど急迫であること。

○偶然…予測できない出来事

①事故(原因)の発生が偶然 ②結果の発生が偶然 ③原因、結果とも偶然

○外来…傷害の原因が、保険加入者の体の外からの作用による

(2) 病気や、病気が原因となったケガについて

老人クラブ傷害保険は突発的なケガに対する補償であり、病気や、病気が原因となったケガ等は対象となりませんので、ご注意願います。

(例)脳梗塞で転倒して、大腿骨骨折など。

※令和元年10月より傷害保険の保険内容が変更されます。

活動型 ⇒3タイプから2タイプへ 総合型 ⇒3タイプから4タイプへ

加入時期として4月か10月に限定されます。(加入時期が年2回のみとなる。)
 ※賠償責任保険はクラブ会員全員が加入となっており、1人100円ですが、最低引受保険料として3,000円です。

◆掛け金と補償額

賠償責任保険料が補助対象となりました。

2014年
新発売

老人クラブ傷害保険付帯

賠償責任保険のご案内 (回覧資料)

重要

10月1日から1年間補償
(クラブ会員、全員一括で加入の場合のみ中途加入可)

活動中に誰かにケガをさせました。

どーしよう

活動中に誰かのモノを壊してしまいました。

ご安心ください。

お一人あたり **年間掛金100円** (※88.9円) の保険です。

(掛金責任) 10月1日(午前0時)～翌年10月1日(午後4時)
 (賠償責任) 全会員一括で加入の場合のみ中途加入可

クラブ活動中の事故例

対人事故

椅子の足で足を踏んで倒れて「やけど」を負ってしまいました。

対物事故

クラブ活動中にドリンクの飲み物をこぼして、床に落ちてしまいました。

対人事故

クラブ活動中の行き違いで自転車に乗車中「やけど」を負ってしまいました。

対物事故

公園でバドミントンの練習中「やけど」を負ってしまいました。

ご存知ですか?

賠償金額は程々になる場合があります。

例えば
こんな場合...

賠償命令額(概算額)

5,438万円

傷害を負った男性の自転車が、男性の隣歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。

賠償命令額(概算額)

2,403万円

ゴルフ大会でティーショットのボールが他のメンバーに当たり、目に傷害が生じた。

老人クラブ・会員向けに3つの保険で安心補償

① 賠償責任保険 (クラブ全員型)

クラブ活動中に、誰かをケガさせたり、誰かのモノを壊してしまった際に発生する費用(賠償金・弁償金)が心配だ。

◆お一人年間掛金 **100円** × 会員全員 人 = 払込み額 円

◆10月1日から1年間補償 (中途加入クラブは、加入月から10月1日までの補償)

◆すでに加入しているクラブが他の会員の中途追加をご希望されても受付はいたしません。(1クラブ年1回、会員全員一括加入していただきます。(未加入クラブが全会員一括で加入の場合のみ中途加入可))

② 総合型 (クラブ活動中・クラブ活動中以外も問わず日常生活全般(24時間)のケガを補償します。)

クラブ活動中に限らず、日常生活全般で会員自身がケガするのが心配だ。

年間の掛金	3,000円	5,000円	10,000円
対人賠償	45万円	85万円	170万円
対物賠償	45万円	85万円	170万円
賠償命令額(概算額)	1,000円	2,000円	4,000円
賠償命令額(概算額)	500円	1,300円	2,800円

③ 活動型 (クラブ活動中とその往復上のケガを補償します。)

クラブ活動中に、会員自身がケガするのが心配だ。

年間の掛金	500円	1,000円	2,000円
対人賠償	45万円	85万円	170万円
対物賠償	45万円	85万円	170万円
賠償命令額(概算額)	1,000円	2,000円	4,000円
賠償命令額(概算額)	500円	1,300円	2,800円

※賠償責任保険のご案内

平成26年10月より、賠償責任保険が新たに創設されました。この賠償責任保険は単位クラブ会員全員が加入する事になっていますが、老人クラブの活動中に対人事故及び対物事故により損害を負わせた場合に適用されるもので年間掛金として会員数×100円で1年間(翌年の10月1日まで)の補償が可能となり補償金額も1億円までとなっていますので、全老連の今までの傷害保険と合わせ総合型か活動型の何れかと併せての加入をお勧めします。

- 23 -

11. 福祉バスの利用

佐賀市社会福祉協議会では、福祉バスの運行を行っています。
支援する団体が円滑な活動ができるように、市内の福祉団体やボランティア団体等にマイクロバス（29人乗り）の貸出しを行っています。

例えば、福祉団体での研修旅行、地域でのボランティア活動、高齢者サロンのレクリエーション事業等でお出かけする際等にご利用いただけます。

利用には団体登録が必要です。団体登録・利用申込は福祉バス利用受付窓口へお電話にてお申込ください。

その他詳しいことについては、下記の利用案内をご覧ください。

【佐賀市社会福祉協議会 福祉バス利用受付窓口】

電話 0952-32-6670 FAX0952-32-6665

E-mail:soumu@scshakyou.jp ※E-mail は問い合わせのみ

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

上記時間以外、祝日・年末年始はお取り扱いできませんのでご注意ください。

【福祉バス利用条件】

利用する場合には、以下の条件を満たしていることが必要です。

◎**団体の種類** ※本会に特別団体会員として登録する必要があります。

- ・佐賀市内の校区単位の自治会
- ・佐賀市内の地区民生児童委員協議会
- ・佐賀市内の校区社会福祉協議会
- ・佐賀市内のボランティア団体・グループ
- ・佐賀市内の高齢者ふれあいサロン

老人クラブはこちらに
該当します。

◎**利用目的** ※下記のいずれかにあてはまること。

- ・研修会
- ・見学会
- ・レクリエーション事業(高齢者ふれあいサロンに限る)

◎登録

・登録には『利用条件』に一致していることが必要です。登録希望団体の申請により、利用するのに適当な団体と認められた場合に行われます。

◎利用手続き

3ヶ月先の予定を入れる場合

- ・予約受付・・・利用日の属する月の3ヵ月前の「1日」（但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合は、次の平日受付）
- ・受付時間・・・午前9時30分までに本所(ほほえみ館)にお越しください。

抽選日以降に予約を入れる場合(利用日の2週間前まで)

- ・予約受付・・・随時受け付け(先着順)
- ・受付時間・・・午前9時から午後5時まで(電話での予約可)
※注意 同時刻に受付、競合した場合は、抽選とします。

◎料金・・・無料

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会
福祉バス利用のご案内（申込手順）

一般用

①バスの予約

◆ 3ヶ月先の予定日の予約を入れる場合

予約受付	利用日の属する月の3ヶ月前の「1日」 （土曜・日曜・祝日の場合は、次の平日）
受付時間	午前9時30分までに本所（ほほまみ館）までお越しください。 （注意）利用日が競合した場合は、「抽選」とします。



◎抽選日の例

利用日	7月15日（金）の場合、	3か月前	抽選日	4月1日（金）
利用日	1月31日（火）の場合、	抽選日	10月1日（土）になるが、 土曜日のため10月3日（月）となります。	

◆抽選以降に予約を入れる場合（利用日の2週間前まで）

予約受付	随時受付（先着順）
受付時間	午前9時から午後5時まで（電話での予約可）※抽選日は午前10時から （注意）同時刻に受け、競合した場合は、「抽選」とします。

②利用申込書の提出

バスの予約が取れ、行程が決定したら、**利用日の2週間前までに**福祉バス利用申込書（様式第1号）を記入し、本所総務課まで提出してください。
利用申込書提出後の行程変更は、受け付けできません。



－ 運行についての注意事項 －

お問い合わせの際、研修先を決定される前に史跡・観光地や昼食の場所が決まっている事例が見受けられます。以下の点にご注意ください。

- 福祉バスは「福祉団体等（特別団体会員）が、福祉活動を目的とした事業・行事のために利用する」ものです。
従って、特別団体会員からの申請であっても**下記の場合は受理できません。**
イ) 慰安旅行 ロ) 温泉行き ハ) 史跡めぐりなど
- 特養ホーム等の施設視察研修の場合は、目的地までの最短距離での運行とし、**史跡・観光地への立ち寄り、トイレ休憩・昼食等以外はできません。**
- 福祉バスを利用される際の**飲酒は、一切お断りしています。**
- 高齢者や障がい者の方の孤立感の解消などを目的とする、特別団体会員の利用に関してはこの限りではありません。（例：高齢者サロン）

－ 利用の申込み及び変更等の問合せ先 －
 ◎ 佐賀市社会福祉協議会 福祉バス利用受付窓口
 Tel. 0952(32)6670 / Fax. 0952(32)6665
 受付時間 月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）
 ※上記時間以外、祝日・年末年始はお取り扱いできません。ご注意ください。

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会
福祉バス利用のご案内（申込手順）

一般用

抽選日 …… 利用日の属する月の**3ヶ月前の「1日」**、**午前9時30分～**

◆現在の要綱に基づく

利用日	抽選日
4/1～5/31	現行どおり（利用日の2ヶ月前）

◆新しい要綱に基づく

利用日	抽選日
6/1～6/30	
7/1～7/31	4月1日（金）
8/1～8/31	5月2日（月）
9/1～9/30	6月1日（水）
10/1～10/31	7月1日（金）
11/1～11/30	8月1日（月）
12/1～12/28	9月1日（木）
1/4～1/31	10月3日（月）
2/1～2/29	11月1日（火）
3/1～3/31	12月1日（木）

抽選以降 …… 随時受付（先着順） 午前9時～午後5時（電話での予約可）
 予約締切日 …… **利用日の2週間前まで**



7月21日に
バスを使いたいんだけど・・・

7月21日に使われる場合は、以下の方法で予約を入れてください。

4月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				抽選日	1	2					抽選日	1	2
3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30
							31						

⇒

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会
福祉バス利用のご案内（申込手順）

サロン用

①バスの予約

◆3ヶ月先の予定日の予約を入れる場合

（優先） 予約受付	利用日の属する月の <u>3ヶ月前の「1日」</u> （土曜・日曜・祝日の場合は、次の平日）
受付時間	<u>午前9時30分までに本所（ほほえみ館）</u> までお越しください。 （注意）利用日が競合した場合は、「抽選」とします。



◎抽選日の例

利用日 7月15日（金）の場合、^{3か月前}抽選日 4月1日（金）
 利用日 1月31日（火）の場合、抽選日 10月1日（土）になるが、
 土曜日のため10月3日（月）となります。

利用日	抽選日
4/1～ 5/31	現行どおり（利用日の2ヶ月前）

利用日	抽選日	利用日	抽選日
6/1～ 6/30	4月1日（金）	11/1～ 11/30	8月1日（月）
7/1～ 7/31		12/1～ 12/28	9月1日（木）
8/1～ 8/31	5月2日（月）	1/4～ 1/31	10月3日（月）
9/1～ 9/30	6月1日（水）	2/1～ 2/29	11月1日（火）
10/1～ 10/31	7月1日（金）	3/1～ 3/31	12月1日（木）

◆抽選以降に予約を入れる場合（利用日の2週間前まで）

予約受付	随時受付（先着順）
受付時間	午前9時から午後5時まで（電話での予約可）※抽選日は午前10時から （注意）同時刻に受け、競合した場合は、「抽選」とします。

②利用申込書の提出

バスの予約が取れ、行程が決定したら、利用日の2週間前までに福祉バス利用申込書（様式第1号）を記入し、本所総務課まで提出してください。
利用申込書提出後の行程変更は、受け付けできません。

－ 運行に関する注意事項 －

- (1) 配車先以外での乗車および帰路時の配車先以外での降車はご遠慮ください。
- (2) 高齢者や障がい者の方の孤立感の解消などを目的とする、サロン利用時のみ 史跡・観光地の立ち寄りを認めています。
- (3) 福祉バスを利用される際の飲酒は、一切お断りしています。

ご理解・ご協力をお願い致します。



－ 利用の申込み及び変更等の問合せ先 －

佐賀市社会福祉協議会 福祉バス利用受付窓口
 Tel. 0952(32)6670 / Fax. 0952(32)6665
 受付時間 月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）
 ※上記時間以外、祝日・年末年始はお取り扱いできません。ご注意ください。

(様式第1号)

福祉バス利用申込書

平成 23 年 2 月 25 日

佐賀市社会福祉協議会会長 様

(申込団体) 団体名 ふれあいサロン 社協

(利用許可書送付先) 代表者住所 佐賀市兵庫町大字藤木□□-△△

代表者氏名 代表者 社協 太郎

申込担当者 福祉 花子 電話番号 (32) 1234

福祉バスの利用に関する要綱に基づき、下記のとおり福祉バスを利用したいので申し込みます。

利用責任者 [当日引率者]	(氏名) 社協 花子	電話番号 (携帯)	0952 (32) 1234 090 (1234) 5678		
利用目的	(該当箇所を○で開んでください) サロン活動 ・ 視察研修	目的地	佐賀市歴史民俗館 (佐賀市柳町他)		
利用日時	平成 23 年 4 月 1 日 (金)	利用時間	※出発 9時以降 ※到着 16時まで 9時00分～16時00分		
利用人数	15 人	高速道路 の使用	使用(22席) ・ 未使用(28席)		
バス 配車場所	※安全の為、広い場所を確保してください。 □□□公民館 (佐賀市兵庫町)	配車時間	※配車時間 9時以降 9 時 00 分		
運行経路 (詳細) ※別紙添付で 省略可	場 所		到着時間	出発時間	
	(出発地)	□□□公民館	電話番号 0952 (30) 7890	9 : 00	
	↓	佐賀市歴史民俗館	電話番号 0952 (22) 6849	10 : 00	11 : 00
	↓	旧福田家	電話番号 0952 (22) 6849	11 : 15	11 : 45
	↓	徴古館	電話番号 0952 (22) 4200	12 : 00	12 : 50
	↓	昼食会場	電話番号 0952 (23) 5832	13 : 00	15 : 00
	(帰着地)	□□□公民館	電話番号 0952 (30) 7890	16 : 00	

申込担当者TEL 高速道路の使用有無(定員確認) 昼食会場の場所 経路の滞在時間 注意説明
- 当日、バスの故障等により運行が出来ない場合があります。ご了承の程お願いいたします -

(決裁欄)	総務課長	総務係長	総務課

福祉バス利用許可書

平成 年 月 日

上記申込団体 様

上記申し込みのとおり決定いたし **記入の必要なし**

決定No. _____ 号

登録No. _____ 号

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会
会 長 石丸 義弘

福祉バスの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する「福祉バス」の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用範囲)

第2条 福祉バスは、本会が主催及び共催する事業で利用するものとする。

2 前項に定める以外本会が利用していない時に限り、本会の特別団体会員（会員規程第3条第4号に定める会員）として年度当初に登録している、市内の福祉団体、ボランティア団体、校区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、校区自治会、地域福祉推進団体など本会が育成指導及び支援する団体で福祉活動のために利用する目的で使用する場合に許可するものとする。ただし、本会会長が特に必要と認めた場合は、前述以外の団体にも利用させることができる。

(利用時間)

第3条 福祉バスの利用時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の休業日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、本会会長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用手続き)

第4条 福祉バスを利用しようとする特別団体会員（以下「利用者」という。）は、利用日の属する月の3ヶ月前の1日（土曜・日曜・祝日及び年末年始の休業日の場合は翌営業日）から利用日の2週間前までに福祉バス利用申込書（様式第1号）に必要な事項を記載の上、申し込むものとする。

(利用者負担)

第5条 福祉バスの利用に係る経費（駐車料及び有料道路通行料等）は、利用者負担とする。

(損害賠償責任)

第6条 福祉バスの利用に関して、利用者は故意、過失に限らずバス本体、備品、その他施設を毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 福祉バスの運行中の事故により生じた損害については、本会が加入する損害賠償保険を限度として賠償する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

12. 佐賀県老人クラブ連合会「指定旅館」については、令和5年度より廃止となりました。

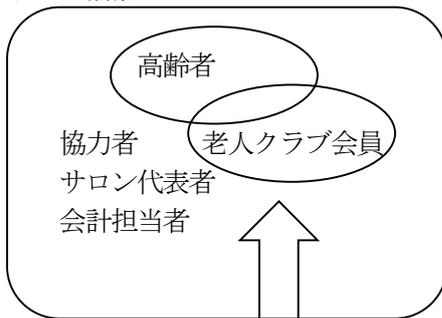
た。

●サロン事業と老人クラブ活動の違い

サロン活動は、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者や閉じこもりの高齢者(対象者)を地域のボランティア等の協力者で構成され活動し、おおむね10人以上の参加で毎月1回以上(年10回以上の開催)として、サロンの代表者及び会計は協力者の中から選定することになっている。

老人クラブ活動は、単位老人クラブは60歳以上の高齢者で会員登録を行い会費を納付して組織した任意の団体であり、高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じながら、暮らしを豊にするとともに、知識と経験を生かして社会の一員としての役割を果たすことを目的とした自主団体であり、「創造と連帯の輪を広げ一心豊かな21世紀をー」のテーマのもと、「健康・友愛・奉仕」を柱とした様々な活動の取り組みを推進している。

サロン活動



市(社協)からの助成金の交付(基本額 60,000 円)
 月平均 10 人以上 1 万円 20 人以上 2 万円
 30 人以上 3 万円

事業内容

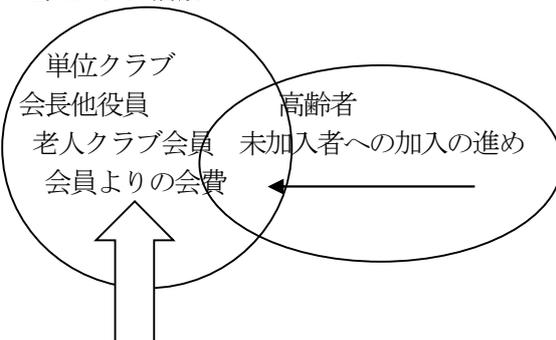
- ・スポーツ、娯楽活動
- ・健康増進活動
- ・趣味、創造活動
- ・世代間交流活動
- ・自立生活助長の為の活動
- ・社会貢献活動
- ・屋外活動

※他の補助事業との併用は認められない。

※社協事務局で保険加入となり各サロンの負担はない。

※どちらも飲酒に関することは対象外になっているが、サロン事業の方が弁当は良いが老人クラブはダメであったが、28年度よりサロン活動でも弁当はダメとなった。

老人クラブ活動



国・県・市からの補助金 30人未満 23,280円
 30人以上60人未満 46,560円
 60人以上90人未満 69,840円
 90人以上 93,120円

補助事業内容

- ①友愛訪問・清掃奉仕活動
- ②地域見守り活動
- ③教養講座開催
- ④スポーツ活動
- ⑤損害賠償保険料

※個人単位での全老連や民間の保険に加入の必要がある。

※ボランティア活動保険として社会福祉協議会に保険加入することができる。基本タイプ 280円

老人クラブ活動とサロン事業の友好的な活動について

上記に記述しているとおり、老人クラブ活動とサロン活動の大きな違いは無いのではあるが、大きく違っているのは老人クラブ活動は単位クラブを作り会費を納入して仲間作りとしての活動であるが、サロン事業は地域の協力者が一人暮らしの高齢者や閉じこもり高齢者や子ども達との交流を行っており、実施団体が違ってはいるものの、対象者は高齢者としており、老人クラブ活動とサロン活動の住分けが必要であるので、例えば、サロン事業を開催する中で健康な老人クラブ会員は協力者としてサロン活動し、ここからは老人クラブ活動として分けて対応する必要がある。

しかし、老人クラブ活動と平行してサロン活動を行っていく過程において、老人クラブへの未加入者が加入されることも期待されますので、もちつもたれつの関係で友好的な活動をお願いしたいと願っています。

14. 「新地域支援事業」に向けての行動提案

～老人クラブ・高齢者が介護予防・生活支援の担い手に～

- 介護保険制度が見直され、市町村は要支援者に対して、平成年始度 27 年度から 3 年間に於いて独自の新地域支援事業に取り組み、対応しなければならないことになりました。
- 新地域支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域団体や住民参加による支え合いの体制をつくる必要があります。
- 老人クラブが行う事業(活動)が、高齢者の在宅生活を支える「新地域支援事業」として認められるよう、関係者との協議に努めましょう。

1. 市町村老連は、速やかに市町村行政の対応計画を把握し、首長や担当者に老人クラブの事業(活動)について説明し、新地域支援事業との関連を再認識してもらうようにしましょう。

(1).市町村からの説明の対応

新地域支援事業が始まる平成 27 年に向けて、各市町村では早急に取組の計画を作成し、住民・団体による「助け合い活動のめざすもの」について様々な機会を通じて説明・相談し、参画の呼びかけが行われるものと思われます。

老人クラブの事業(活動)について十分理解してもらう必要があります。

(2).協議の場(協議体)への参加

市町村内の高齢者ニーズを把握し、計画を策定し、運営していくため、関係者が連携・協力していく必要があります。そのための場として「協議体」の設置がおすすめられると思われます。協議体への参画によって、老人クラブ事業(活動)は多様な関係者にも理解され、連携が深まります。

2. 老人クラブ事業(活動)が新地域支援事業として認められるよう、積極的に働きかけましょう。

(1).老人クラブ活動を生かした介護予防・生活支援活動

老人クラブでは地域の支援を必要とする会員・高齢者を対象に、声かけ、安否確認、話し相手、ごみ出し、外出支援等の友愛活動に取り組んできました。

この経験を活かし、新地域支援事業の理念の共有に努め、介護予防・生活支援サービスの担い手として、行政や住民・関係者と協働した活動をすすめましょう。

(2).老人クラブによる介護予防・生活支援サービス

支援を必要とする高齢者のニーズによっては、介護予防・生活支援サービスを事業化して老人クラブがこれを担うことが考えられます。例えば、毎日の家事支援、外出支援、配食など日常的な支援や健康教室、体力測定等の定期的な支援の中には、事業化することによって、より質の高いサービスや多様なサービスの提供を可能にすることも考えられます。

(3).その他の具体的な事例

・多様な通いの場

交流サロン・喫茶室、趣味サークル、健康教室、体力測定、介護予防教室等

・多様な生活支援

声掛け、安否確認(電話訪問)、見守り、話し相手、お知らせ届等情報提供、高齢者詐欺

被害防止、防火・防犯・防災や災害避難協力、付添(通院・買い物・墓参・サロンやクラブ活動場所等への同行)、軽作業(電球・電池・水道パッキン等交換、重量物や高所物の移動、障子張り替え、雑草刈り、植木選定、簡単な家の補修等)家事手伝い(掃除、窓ふき、草むしり、ごみ出し、布団干し等)、買い物や所手続き代行、配食、移送サービス等

3. 新地域支援事業に取り組むことで、老人クラブ活動が一層活性化され「100万人会員増強運動」に弾みをつけことになります。

新地域支援事業は、高齢者が住み慣れた自宅・地域でできる限り暮らし続けていけるようにする「福祉のまちづくり」の取組でもあります。

公的な介護保険制度に加えて、住民参加型の生活支援サービスが、地域ごとに実情に応じて拡大・進展することにより、高齢者だけでなく、子供や傷害のある人、すべての世代にとっての「福祉のまちづくり」につながります。

老人クラブはこれまでも「健康・友愛・奉仕」を基本に、地域で助け合い・支え合いの活動を行ってきました。

老人クラブが新地域支援事業の担い手として、会員のみならず地域の高齢者による支援の輪を広げることが、現在すすめている「100万人会員増強運動」の成果にもつながるものと期待されます。

15. 「新地域支援事業」について

<参考>

1. 介護保険制度の見直し

- 平成26年6月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が可決・成立しました。この法律は、持続可能な社会保障制度の確立のため、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築をめざすものです。
- これにより介護保険制度が見直され、平成27年度から3年間で、これまで全国一律であった要支援者に対する訪問介護や通所介護が、保険の給付対象から市町村が行う新たな地域支援事業に移行されることになりました。

- この見直しは、高齢者の多様な介護・生活支援ニーズに応えるため、全国一律のサービスの種類や内容等によらず、地域の実情に応じた取り組みを推進することにあります。
- 今後、介護事業者に加え、企業・協同組合・各種法人・社会福祉協議会や自治会・町内会・老人クラブ・NPO・ボランティア等の住民が主体となって多様なサービスを提供する地域の支え合い体制づくり（**新地域支援事業**）が全国的にすすむこととなります。

2. 高齢者の抱える課題

- 高齢者は介護や介護予防といった課題を抱える一方で、人間関係の希薄化や「社会的孤立」から生じる様々な福祉・生活課題を抱えています。
- 介護保険制度は高齢者の尊厳と尊重と自立支援を支えるうえで大きな役割を果たしていますが、残念ながら制度では支えきれない多くの課題があります。
- この新地域支援事業が創設されるに際して、“**多様な通いの場づくり**” や “**多様な生活支援**” の活動や事業によって、住み慣れた自宅・地域での暮らしが可能な限り継続できるようにしていくことが重要になります。

3. 「新地域支援事業」の概要

(1) 新しい総合事業

- ① 介護予防・生活支援サービス事業（要支援者が対象）
 - ア. 訪問型・通所型サービス
 - ・介護事業者によるサービスの提供
 - 訪問型：掃除、洗濯等の日常生活上の支援
 - 通所型：機能訓練や集いの日常生活上の支援
 - ・多様な通いの場づくり
 - 地域サロン、コミュニティカフェ、認知症カフェ、住民主体の交流の場、
 - 体操教室、運動・栄養・口腔等の教室、等
 - イ. 生活支援サービス
 - ・栄養改善を目的とした配食
 - ・一人暮らし高齢者等の見守り
 - ・多様な生活支援 安否確認、配食、緊急時対応、外出支援、等
 - ウ. 介護予防ケアマネジメント
 - 総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントする
- ② 一般介護予防事業（すべての高齢者が対象）
 - 介護予防に関する情報提供、広報活動、健康教育、ボランティア養成、体操教室、等の高齢者の自発的な取り組みへの支援
 - ・介護予防把握事業：収集した情報を活用し、閉じこもり等何らかの支援を要する者を、把握、介護予防活動へつなげる
 - ・介護予防普及啓発事業：介護予防活動の普及・啓発を行う
 - ・地域介護予防活動支援事業：住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
 - ・一般介護予防事業評価事業：介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う

- ・地域リハビリテーション活動支援事業：介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

(2) **新しい包括的支援事業・任意事業**

- ・包括的支援事業
地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制設備（コーディネーター配置、協議体設置等）
- ・任意事業
介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、他

4. **全国の動き**

(1) **新地域支援構想会議**

- 平成 25 年 12 月に、助け合い活動を推進する 14 団体が構成する「新地域支援構想会議」が設置され、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会もメンバーとして参画しています。
- この会議では、住民による助け合い活動や生活支援サービスを推進してきた立場から、新地域支援事業のあり方について三つの提案をしました。

【三つの提案】

- ① 自治体や地域住民に対して、助け合い活動がめざすものを伝える
- ② 助け合い活動団体の協働の場（協議体）をつくる
- ③ 協議体での議論を基盤にして、コーディネーターにふさわしい人を選ぶ
※ 詳細は平成 26 年 6 月 20 日に取りまとめた「新地域支援構想」を参照。

(2) **地域包括ケア推進全国会議**

- 急増する高齢者が、住み慣れた地域での暮らしが維持できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目的に、平成 26 年 3 月 27 日この全国会議が開催されました。
- この会議には、全国知事会、全国市長会、全国町村会をはじめ、前述の新地域支援構想会議のメンバーを含む介護・医療等の関係者 85 団体が参加し、各地域の創意工夫を活かして、地域の特性に応じた地域包括ケアの推進が決議されました。

16. 老人クラブ活動と新地域支援事業の関連について (新地域支援事業・地域共生社会の推進に向けて)

平成 29 年 3 月

1. 経 緯

- 1-1 介護保険改正に伴う要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）について、市町村の実情に応じた取り組みとした地域支援事業への移行が平成 29 年度末までとされた。
- 1-2 改正の主旨は地域包括ケアシステムの構築に向けた一環として、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護・医療・生活支援・介護予防・住まいの充実をめざすもの。
- 1-3 特に老人クラブとの関連では、高齢者の社会参加による生活支援・介護予防サービスの充実が期待されているところ。
例：介護者支援、外出支援、食材配達、配食、家事援助、電球交換等のボランティア、見守り、声かけ、安否確認、交流サロン、コミュニティカフェ等

2. 現 状

- 2-1 全国 1,579 の保険者（自治体）のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況は、平成 28 年 7 月調査時点で 516 保険者（約 1/3）にとどまり、最終年での移行が多数。
- 2-2 先行する 78 自治体の調査では、従前の介護予防訪問介護、通所介護以外の「多様なサービス」が出現しているが、介護サービス事業者が担い手となっているサービス割合が高い。
- 2-3 このような働きの中で、市町村老連においては「行政からの働きかけ」や「老連からの働きかけ」によって約 40%の市町村老連でこの事業に関して行政との連携に努めている。
- 2-4 前述の市町村老連において具体の事業実施や検討中のところは 30%弱で、事業内容は「サロンの開催」、「健康体操の実施」、「見守り、声かけ、安否確認」が中心となっている。
- 2-5 また協働体を設置した自治体調査によると、第 1 層および第 2 層の協議体構成員として老人クラブが参画し、重要な構成メンバーとなっている。
- 2-6 国は平成 29 年度以降も成長期と位置づけ、取り組みに関する定期的な検証を行い、その結果を踏まえた支援の展開を通じて総合事業等の成長・発展の支援を行うこととしている。

3. 今後の対応

- 3-1 前述の現況から、移行後の成長期においては各市町村の実情に応じた多種多様な取り組みが行われるものと考えられ、老人クラブの関わりもまた一様でないことが想定される。
- 3-2 このように多様な事業展開の中においても老人クラブ活動との関わりでは、「友愛活動」および「健康づくり活動」との関連性が高く、とりわけ「友愛活動」の広がりが期待されるところ。
- 3-3 全老連ではこれまで「在宅福祉を支える友愛活動」をめざし、訪問型の支援活動を中心に進めてきたところであり、「健康づくり活動」への取り組みも広がって

いる。

- 3-4 今後は「友愛活動」「健康づくり活動」をより幅広くとらえ、「多様な生活支援」「多様な通いの場」を念頭に、以下の取り組みを総合的にすすめ、新地域支援事業との関係性を深めることに努めたい。

【めざす老人クラブ活動のイメージ】

- ① 多様な生活支援（日常生活の困りごと支援：ゴミだし、買物、家事援助、外出支援等）
 - ② 多様な通いの場づくり（サロン、ふれあい喫茶、集いの場づくり）
 - ③ 見守り支援（声かけ、安否確認、話し相手、参加の誘い、異変の気づき、関係機関との連携）
 - ④ 健康づくり支援（健康づくり・介護予防活動、認知症、権利擁護等の学習と要支援者への支援）
 - ⑤ 情報伝達支援（防災、避難、防犯、制度活用、消費者被害防止等）
- 3-5 上記（3-4）の友愛活動は、地域包括ケアシステムが目指している「高齢者が住み慣れた地域で生活の継続」に資するものであり、これまでの活動経験を土台に、さらに活動の充実・拡大・発展に努め、高齢者の社会参加による共生社会の実現に寄与貢献したい。
- 3-6 活動成果を高めるためには行政や協議体、関係団体との連携が重要であることは言うまでもない。そのうえで老人クラブは“要請・連携”を待つのではなく、まずは主体的に従来活動を点検・検証し、活動の充実に向けて「友愛活動のリニューアル」をめざすこととしたい。

資料編

1. 老人福祉法(抜粋)
2. 老人クラブ運営指針(全老連)
3. 佐賀市老人クラブ会則
4. いきいきクラブ体操
5. 「単位老人クラブ21」の全体像(全国老人クラブ連合会)

1. 老人福祉法（抜粋）

昭和38年7月11日 公布

昭和38年8月1日 施行

（目 的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対しその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、かつ、豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、年齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人の日及び老人週間）

第5条 国民の間に広く老人の福祉についての理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

（老人福祉の増進のための事業）

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行うものに対して、適当な援助をするよう努めなければならない。

2. 老人クラブ運営指針（全老連）

昭和48年4月24日 策定

平成8年5月30日 改定

I. 老人クラブの目的と性格

1. 老人クラブの目的

老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織とし、

- ① 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
- ② その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊にする社会活動に取り組み、
- ③ 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めること

を目的として活動する団体です。

2. 老人クラブの性格

(1) 自主性、地域性、共同性

老人クラブは、高齢者が自主的に仲間づくりをすすめ、それぞれの地域の実態に即して小地域ごとに組織づくりをし、高齢者が共同して相互に支え合い、楽しみをともにすることを基本とする。

(2) 総合的な活動、多様な活動形態

老人クラブ活動は、会員の意見（ニーズ）にもとづき、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊にする社会活動」の総合的でかつ均衡のとれた活動展開を図り、また、小グループ活動や世代交流、地域の諸団体との共同活動など、多様な活動形態により推進する。

(3) 各世代、男女が共同する民主的な運営

老人クラブは、組織を構成する高年会員・若手会員、男性会員・女性会員などの均衡に配慮して役員構成を行い、活動分野ごとにリーダーを設けるなど役割分担をして民主的な運営を行う。

II. 老人クラブの会員・組織

1. 会員の資格

老人クラブは、入会を希望する高齢者で、おおむね60歳以上の者を会員とする。また、常時活動に参加できない高齢者であっても、会員として迎え、支え合い、喜

びを共に出来る方法を考える。

なお、必要に応じて準会員や協力会員制度を導入する。

2. 組織の範囲と規模

(1) 組織の範囲

老人クラブは、会員が日常的に声をかけ合い、徒歩で集まることのできる小地域の範囲で組織することを原則とする。

(2) 会員の規模

老人クラブの規模は、会員30名から100名を標準とする。

ただし、地理的条件やその他の事情がある場合は、この限りではない。

(3) 新規会員への呼びかけ

老人クラブは、絶えず新しい会員への呼びかけを行い、仲間を増やしてクラブの活力を維持するとともに、地域の高齢者の孤立や閉じこもり解消に努める。

このため、毎年計画を立てて新会員の確保に当たるとともに、魅力あるクラブづくりに努める。

Ⅲ. 老人クラブの運営

1. 運営の原則

老人クラブは、会員本位の自主的かつ民主的な運営を行う。このため、会則や内規を定めるなど運営方法を明確にして運営する。

なお、老人クラブを構成する各世代や男性会員・女性会員の意見を十分ふまえて何時でも澁刺とした明るいクラブ運営を心がける。

2. 役員構成

老人クラブには、会を代表する会長、副会長、会計、監事などの役員を置く。

これらの役員は、高年会員と若手会員、男性会員と女性会員の均衡に配慮して構成し、その選出は民主的に行う。

また、役員は常に後継リーダーの養成確保に努める。

3. 会員の役割分担

老人クラブには、役員のほか活動分野ごとの担当者や幹事、係（例えば、健康委員、友愛活動リーダー、その他）等を設けて、できるだけ多くの会員が、役割を分担して活動推進に参画するようにする。

4. 役員会、定例会の開催

役員会は、定期的に開催し、活動全体の進捗状況を把握し、実施をはかるとともに、対外的な折衝や活動計画・予算の執行を行う。

会員全員が参加する例会や集会は、年間計画を定め定例的に開催することが望ましい。

なお、会員の中に就業中の者がいる場合には、休日に開催するなど参加しやすい会合の工夫をする。

5. 活動計画、予算の作成

毎年、会員の話し合いにより活動計画と予算を作成し、計画的な運営に努める。

また、クラブの活動がより活発化するように、活動ごとの企画や評価の話し合いをするとともに、少数意見も大切にしておこなう。

6. 自主財源を主体とした運営

老人クラブは、自主組織として、運営の基礎となる経費は、会員の会費によって賄うことを基本とする。収入を伴う事業活動は、老人クラブにふさわしい内容を選択して行う。補助金・助成金などの公費と寄付金などについては、その趣旨を活かした活動に充当し、公正な執行を行う。

IV. 老人クラブ活動の進め方

1. 老人クラブ活動の全体像

「老人クラブ21世紀プラン」において示された、老人クラブ活動の全体像を参考として、会員の話し合いにより、それぞれのクラブ活動の実態に即した、無理のない活動項目を設定し、計画を立てて実践に取り組む。

2. 活動推進の方法

(1) 均衡のとれた活動の展開

老人クラブは、会員の「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の均衡をはかりながら、会員の希望を取り入れ、魅力ある活動を展開する。

(2) 高齢者の生活リズムに合わせた活動

老人クラブの活動は、高齢者の生活リズムと体力に合わせて、無理をせず、気張らず、急がず、継続性を大切にすすめる。

(3) 全体の活動と小グループ活動の調和

老人クラブの活動は、会員の誰もが参加する例会や誕生会、旅行、社会奉仕の日の活動などを基本として大切にする。同時に、会員個々の活動欲求や趣味を満たした、さまざまな活動分野別の小グループ活動、サークル活動を取り入れてすすめる。この小グループ活動、サークル活動を活発化するために、会員の特技や趣味、意欲を活かしたリーダーの養成、発掘をはかる。

(4) 老人クラブ相互の交流

老人クラブは、それぞれの独自性を発揮して活動をすすめると同時に、近隣のクラブとの交流や先進地域との交流による学習、姉妹提携などにより活性化をはかる。

(5) 会報の発行と老連機関紙の活用

老人クラブ活動の発展のためには、会報の発行が重要な意味を持つ。例会や集會に参加できなかった会員への活動の周知、会員全体への活動情報の提供、会員以外の関係者への老人クラブ活動の理解の促進などのために、簡単な手作りの会報で十分なので、定期的に発行する。

また、市区町村老連や都道府県・指定都市老連の機関紙あるいは月刊「全老連」の活用により、幅広い情報の収集、活用をはかる。

(6) 高齢者の立場からの提言・提案

老人クラブ活動の一環として、高齢者の立場で発言すべき事項があれば、地域の関係機関・団体などに対して、提言・提案を行う。

(7) 安全への配慮

老人クラブ活動では、絶えず安全に配慮するとともに、万一の事故に備えて老人クラブ保険の活用をはかる。

(8) 会員章の着用

老人クラブ会員は、仲間のしるしとして会員章を着用する。

V. 老人クラブ連合会

1. 老人クラブ連合会の構成

各老人クラブは、地区（校区）老連ならびに市区町村老連を構成し、市区町村老連は都道府県・指定都市老連を、都道府県・指定都市老連は全老連を構成して、全国組織として連携をとって活動を行う。

2. 老人クラブ連合会の活動

老人クラブ連合会は、主として次の活動を行う。

- ① 地域内各老人クラブ（連合会）の連絡調整
- ② 各老人クラブ（連合会）が行う共同活動の推進
- ③ 各老人クラブ（連合会）活動の支援
- ④ 各老人クラブ（連合会）リーダーの養成研修
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する調査研究、提案
- ⑥ 高齢者保健福祉に関する啓発・広報活動
- ⑦ 行政をはじめとする関係機関団体との連携
- ⑧ その他

3. 老人クラブ連合会の運営及び事務局

(1) 運営

老人クラブ連合会の運営は、会員・役員が自主的に行う。活動全体について、その企画から運営、事後処理まで、会員・役員が担当制を設けるなど、役割を分担して運営する。

(2) 事務局

老人クラブ連合会には、事務局長及び事務職員をおき事務を処理する。
また、老連活動を円滑に行うための専用事務室・役員室を確保する。

(3) 活動拠点施設

老人クラブ連合会は、その活動を活発に推進するため地域の高齢者が自由に使える活動拠点施設を確保する。

3.佐賀市老人クラブ連合会会則

(名称)

第1条 この会は、佐賀市老人クラブ連合会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を佐賀市兵庫北三丁目8番36号の佐賀市保健福祉会館内に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員の老後の生活を健全で豊かなものにするために佐賀市内の「町・村・校区」老人クラブ及び単位クラブを組織し健康・友愛・奉仕、活動の推進を図り、会員福祉の増進に資することを目的とする。

(組織)

第4条 この会は、「町・村・校区」老人クラブ連合会及び単位老人クラブの会員をもって組織する。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブ相互の連絡調整に関する事。
- (2) 老人クラブの育成、指導等に関する事。
- (3) 会員の親睦、研修、社会参加等に関する事。
- (4) 老人クラブ活動の広報に関する事。
- (5) 関係機関、団体等との連携及び協力に関する事。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事。

(役員)

第6条 この会に役員を置く。

理事 36名

常務理事 1名

監事 2名

理事の内1名を会長、3名を副会長とし、内1名を女性部長とする。

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選によって選任し、総会で報告する。

- 2 理事は、「町・村・校区」老人クラブ連合会の会長とし、常務理事は、会員で学識経験者等のなかから、女性理事にあつては、女性部員から、会長が理事会の同意を得て指名した者を充てる。
- 3 監事は、理事会で選任する。
- 4 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又会長が欠けた場合は、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、事務局長を兼務し、老人クラブ連合会の業務を処理し、会長及び副会長事故あるときは、その職務を遂行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、会務及び会計執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し再任は、妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、引続きその職務を行う。

(会議)

第10条 この会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 会議は、構成人員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席人員の過半数で決し、賛否同数の時は、議長が決するところによる。
- 3 会議の議長は、総会にあつては、会長の指名するものとし、理事会にあつては、会長とする。

(総会)

第11条 総会は、単位クラブから1名の代議員で構成する。

- 2 総会は、年1回開催し、次の事項について審議する。但し、会長は必要と認めた時又は、理事の3分の1以上の連署による開催の要求があつたときは臨時に招集することができる。
 - (1) 会則の改正に関する事項。
 - (2) 予算決算に関する事項。
 - (3) 事業報告及び事業計画に関する事項。
 - (4) その他、この会の運営に関する事項。

(理事会)

第12条 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 総会に附議する事項。
- (2) 総会の決議事項で、急施を要し総会を招集する暇がないと認めたもの。
- (3) その他、会長が必要と認めた事項。

(女性部会)

第13条 女性部に部会を設置し、そのなかから7名を理事に選出する。

- 2 女性部会は、その都度会議を開き、審議した案件は、部長が決し理事会に附議する。
- 3 女性部会の設置規定を別に定めこれを適用する。

(専門部会)

第14条 理事会に専門部会を設置する。

- 2 専門部会の構成は、総務部・教養部・体育部・福祉部とする。
- 3 専門部会は、その都度会議を開き、審議した案件は、部長が決し、理事会に附議する。

(顧問)

第15条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の発展に特に功労のある者又は、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(事務局)

第16条 この会の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局に事務局長その他の職員をおくことができ、その任命は、理事会に諮って会長が委嘱する。

(会計)

第17条 この会計に要する経費は、会費、補助金、委託金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費額及び収入の期限は、理事会において決定する。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

(佐賀市長生会会則の廃止)

佐賀市長生会会則の廃止(昭和51年4月1日から施行)は廃止する。

附則

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成元年5月16日から施行する。

附則

この会則は、平成7年5月10日から施行する。

附則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。

附則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

佐賀市老人クラブ連合会加入状況

令和6年4月1日現在

校区	クラブ数	会員数	65歳以上人口	加入率 %	校区	クラブ数	会員数	65歳以上人口	加入率 %
勸興	15	489	1,847	26.45	諸富	21	954	3,475	27.459
循誘	5	161	2,606	6.18	大和	8	302	6,775	4.46
神野	5	236	3,064	7.70	富士	11	520	1,481	35.11
赤松	3	65	2,094	3.10	三瀬	6	288	496	58.06
日新	0	0	2,869	0.00	南川副	10	250	1,979	12.63
西与賀	7	319	1,793	17.79	西川副	9	304	1,807	16.82
本庄	8	246	3,092	7.96	中川副	13	385	1,080	35.65
北川副	5	67	3,546	1.89	大詫間	0	0	596	0.00
巨勢	6	234	1,326	17.65	東与賀	10	334	2,200	15.18
蓮池	4	130	580	22.41	久保田	15	405	2,270	17.84
兵庫	11	347	2,891	12.00	小計	103	3,742	22,159	16.89
久保泉	9	238	1,418	16.78					
金立	7	275	1,522	18.07					
高木瀬	8	361	4,303	8.39					
鍋島	12	386	2,771	13.93					
嘉瀬	16	543	1,704	31.87					
新栄	6	242	2,142	11.30					
若楠	6	286	2,173	13.16					
開成	0	0	2,885	0.00					
小計	133	4,625	46,441	9.96	合計	236	8,367	66,785	52.53

※65歳以上の人口数は令和6年4月1日現在の住民基本台帳登録より

老人クラブ等での各種の研修会で活用可能な情報

単位クラブや校区の老人クラブ連合会において研修会等において活用可能な情報として下記によりご紹介します。

名称	連絡先	住所	概要	備考
佐賀市職員出前講座	40-7024	佐賀市栄町 1-1 佐賀市役所秘書課 広聴係	6つのテーマで86 の講座を用意され ている。	
佐賀警察署 交通第一課	30-1911	佐賀市高木瀬町東 高木 234-1	佐賀警察署による 高齢者への交通死 亡事故防止講話	
佐賀警察署 生活安全課	30-1911	佐賀市高木瀬町東 高木 234-1	佐賀警察署による 高齢者への振り込 め詐欺防止講話	
佐賀市消費生活セン ター(佐賀市生活安全 課	40-7086	佐賀市駅前中央 1 丁目 8-32	佐賀市による消費 生活等に関する講 話	
㈱ミズによる健康講 座	22-7974	佐賀市水ヶ江 1-1 -11	健康講座 村上 正太郎	
西田 富子	31-2863 09049890722	佐賀市若楠 3-8-10	福祉体験学習やレ クリエーション等	
佐賀県警察本部警務 部広報県民課	24-1111 内線 2173	予定日の概ね前月 の 10 日までに管轄 の警察署(警務課)へ	佐賀県警察音楽隊 による演奏活動	
在宅リハビリ訪問看護ステーション TOMO 佐賀	20-3020	佐賀市高木瀬西 5-16-12	介護予防講話活動	
佐賀西部コロニー	84-3511	杵島郡白石町大字 福吉 1815-1	ふれあい研修 マイクロ無料送迎有	
佐賀市上下水道局	33-1330	総務課	水道出前講座	旧佐賀市、 諸富が対象
介護老人福祉施設 桂寿苑	98-3521	佐賀市久保泉町川 久保 1986	佐賀にわか	
大塚製薬(株) 佐々木 浩一	65-2610 090-8723-5087	佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命ビル 2F	健康講座	
認知症サポーター養 成講座	40-72534,979	佐賀市役所高齢福 祉課長寿推進係	団体での講座受講 や個人での受講も あります	
地域安全教育指導員 平野 富子	05037385056 6,787	九州文教サービス (株)	交通安全・振り込 め詐欺防止の寸劇 による啓発活動	
ほとめき姉妹	31-287,93663 0904989078,8 6222	西田 富子	佐賀仁〇加による お楽しみ	
総合保健施設「紀水 苑」	34-7750 09068983320	田中 正人	介護予防関連講座 脳卒中等に関する	

4. いきいきクラブ体操

- 運動するのに適した靴、足に合った靴をはきましょう。
- スリッパやサンダルは、危ないで避けましょう。
- 滑りやすい硬い床、つまずきやすい床は、避けるようにしましょう。
- 音楽は、「リズムローレン（老遊）」に合わせて行いましょう。

1 全体を繰り返し、2回行います

準備
前後を聞きながら
1~16

(1 5) (2 6) (3 7) (4 8) + (1 2 3 4) (5 6) (7 8)

2 全体を繰り返し、2回行います

(1 5) (2 6) (3 7) (4 8) + (1 2 3 4) (5 6) (7 8)

3 足をかえて繰り返し、2回行います

1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8

(1 2 3 4) (5 6) (7 8) + (1 2 3 4) (5 6) (7 8)

5 全体を繰り返し、2回行います

(1 2 3 4) (5 6) (7 8) + (1 2 3 4) (5 6) (7 8)

6 全体を繰り返し、2回行います

(1 2 3 4 5 6 7 8) + (1 5) (2 6) (3 7) (4 8)

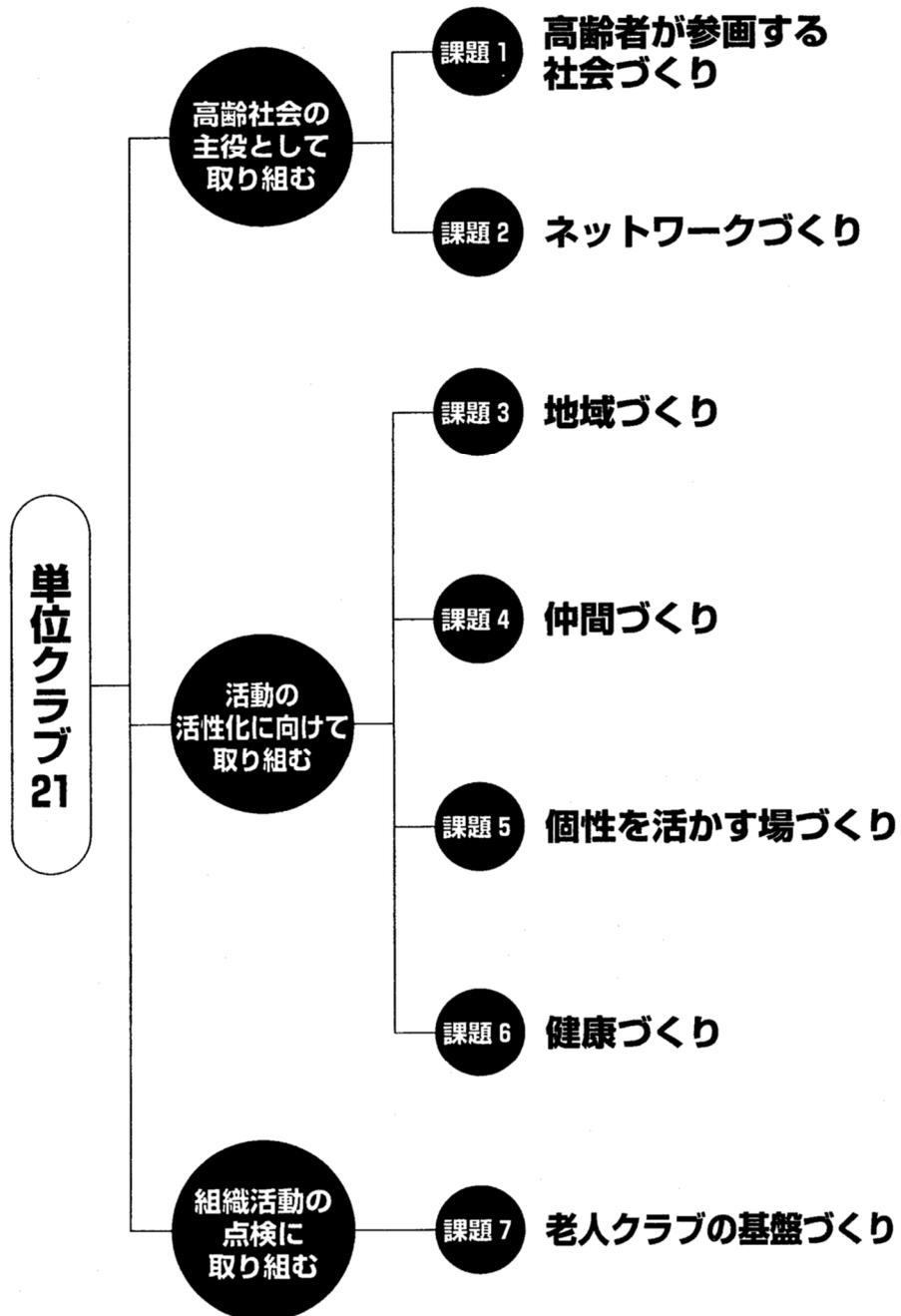
7 全体を繰り返し、2回行います

軽くひざを曲げて
手を下に

1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8

「いきいきクラブ体操」活動教材 音楽テープ（1本700円送料込み）ビデオテープ（1本1,770円送料込み）指導用図書（1冊300円送料込み） ※2本以上の場合は問い合わせ下さい。
申し込みは郵便振替をご利用下さい。口座番号・口座名：00170-9-770781 全老連図書係
問い合わせ：全老連図書係

5. 単位老人クラブ21の全体像（全国老人クラブ連合会）



- | | |
|-------------------|---|
| ① 学習内容を高める | 参画するための学習活動をすすめる。 |
| ② 提言・提案活動の推進 | 高齢者の立場にたったの意見・要望を集約して、地域住民や行政に伝える活動。 |
| ③ 実践活動 | できることを、できる範囲で、無理なく、継続して取り組む。友愛活動、環境美化・リサイクル等。 |
| ④ 交流のネットワークづくり | 地域の他団体（自治会、子ども会、婦人会等）と連携。 |
| ⑤ ケアのネットワークづくり | 要援護高齢者を支えるケアのネットワークに老人クラブも参画する。 |
| ⑥ 活動のネットワークづくり | 小学校区や地区ごとの数クラブによる「地区老連」により活動。 |
| ⑦ 高齢者の生活問題に取り組む | 地域における高齢者に共通の生活問題に取り組む。 |
| ⑧ 安心・安全な住みよいまちづくり | 防犯、防火、事故防止、花いっぱい運動、美化活動等の活動。 |
| ⑨ 地域文化の創造・保存・継承 | 新しい文化の創造と固有の地域文化を保存・継承。 |
| ⑩ 会員の輪を広げる仲間づくり | 老人クラブへの加入をすすめ、高齢者の孤立を防ぐ。 |
| ⑪ 支え合う仲間づくり | 高齢者相互の友愛活動をすすめる。 |
| ⑫ 活動の門戸開放 | 活動への参加を会員外にも呼びかける。 |
| ⑬ 小グループ活動で活かす | 趣味・スポーツ・ボランティア等活動別や年齢別の小グループづくりをすすめる。 |
| ⑭ 個性を活かしたリーダーづくり | 会員の特技、経験、持ち味を活かして多くのリーダーにより活動する。 |
| ⑮ 一人ひとりの自己実現の場づくり | 会員一人ひとりが、加入してよかったと思える場づくりをする。 |
| ⑯ 心の健康づくり | みんなが活動に参加する機会をつくり、話すこと、聴くことを大事にする。 |
| ⑰ からだの健康づくり | 健康学習、体力測定、シニア・スポーツの三本柱で健康づくり。 |
| ⑱ 孤立を防ぐ、みんなの健康づくり | 閉じこもり防止はねたきり防止の第一歩。近隣の高齢者に声かけする。 |
| ⑲ 運営の基本の確立 | 会員全員による定例会、情報・連絡体制の整備、記録の整備をすすめる。 |
| ⑳ 気軽に集える「たまり場」づくり | 活動拠点を確保する。 |
| ㉑ 協力者の力を活かす | 会員、非会員を問わず協力者の力を積極的に活かす。 |

老人クラブ会員向けに3つの保険で安心補償

(賠償責任保険と傷害保険の理解のために)



①クラブ全員型 ②総合型 ③活動型

傷害保険 ②総合型 ③活動型

自分自身のための保険です!

- ◆ 団体割引が適用されています。
- ◆ ケガで1日だけの入院・通院でも補償
- ◆ 老人クラブ会員なら、年齢制限もなく誰でも加入できます。

補償範囲: 総合型と活動型の2種類
掛金: <②総合型> お一人年額掛金3,500円、5,000円、10,000円
 <③活動型> お一人年額掛金500円、1,000円、2,000円
お支払いする補償金: 死亡・後遺障害保険金/入院保険金/手術保険金/通院保険金
保険期間: 掛金払い込み日の翌月1日から1年間
中途加入 地元の老人クラブを通して、お一人でも、1年中いつでも加入できます。



相手の損害を補償する保険です!

- ◆ 誰かをケガさせてしまった!
 - ◆ 誰かのモノを壊してしまった!
- ※ ご自身のクラブ活動中の事故による死亡・後遺障害の場合のみ45万円の補償がセットされています。(老人クラブ傷害保険付帯)
- 補償範囲:** 老人クラブ活動中のみ(往復途上を含む)
掛金: お一人年間掛金100円(1クラブ全員一括加入)
支払限度額: 1億円
保険期間: 10月1日(午前0時)～翌年10月1日(午後4時)
申込締切: 9月15日まで(申込書類必着のこと)
中途加入 全会員一括で加入の場合のみ中途加入可
 ※ 上記保険期間開始後の申込み可能(毎月15日まで申込みの場合、翌月1日から加入)
 ※ ただし、保険期間は加入月にかかわらず10月1日までとなります。
 ※ お一人年間掛金100円は加入月にかかわらず年間額となります。

ご存知ですか?
 賠償金額は極めて大きくなる場合があります。

例えばこんな場合...

賠償命令額(概算額)

ゴルフ大会でティージャケットのポールが他のメンバーに当たり、目に傷が生じた。	2,403万円
信号無視した男性の自転車が、青信号の横断歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。	5,438万円



公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係
 〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル1階102号
 加入申込書等、資料請求先
専用FAX 03-3597-8767 (お問い合わせてください)
03-3597-8770 (受付時間 9:30～17:00時までは、日、祝日、年末年始)
 ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> (老人クラブ傷害保険) (取寄)
 (取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8769
 (引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 (担当) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

傷害保険特典

加入者の特典
 (1年間ご利用いただけます)
 ▶ ティリーサポート電話相談 **0120-285-110** (フリーダイヤル)
 ▶ 介護保険制度、ケアプラン等の介護全般に関わること相談
 ▶ 生活支援関連サービス
 ▶ 法律、税務、社会保険、暮らしの情報のご相談

② 総合型

- ◆ 活動中はもちろん日常生活全般のケガも補償。
- ◆ 海外旅行中のケガも補償



③ 活動型

- ◆ 500円からの掛金
- ◆ クラブ活動中のケガと、その往復途上(通常の経路)のケガを補償
- ◆ 活動中の飲食を原因とする細菌性食中毒(0-157等の病原性大腸菌等)を補償。



このご案内は、老人クラブ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険、老人クラブ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険の老人クラブ活動中賠償責任危険型特約の概要についてご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
 ①不明な点等がある場合は、代読店までお問い合わせください。
 14-T-03918 平成26年7月作成